

改 正 後	改 正 前
埼玉県衛生試験等手数料条例	埼玉県衛生試験等手数料条例
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる試験又は検査の手数料は、一件につき（当該各号に一成分につき又は一項目につきとある場合には、一成分につき又は一項目につき）、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 水質試験</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 上水の基準項目試験</p> <p style="padding-left: 2em;">検査を省略できない項目 九項目につき 六千三百四十円</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>浄水 五十二項目につき 三十万二千八百七十円</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>原水 四十一項目につき 二十八万四千四百七十円</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>七～十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる試験又は検査の手数料は、一件につき（当該各号に一成分につき又は一項目につきとある場合には、一成分につき又は一項目につき）、当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 水質試験</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 上水の基準項目試験</p> <p style="padding-left: 2em;">検査を省略できない項目 九項目につき 六千三百四十円</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>浄水 五十一項目につき 二十四万二千二百円</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>原水 四十項目につき 二十二万八百元</u></p> <p>ニ (略)</p> <p>七～十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三条・第四条 (略)</p>